

INFECTION CONTROL POLICY

感染症及び食中毒の 予防及びまん延の 防止のための指針

感染症や食中毒を持ち込まない・広げないために、ふだんから何をするかを定めたものです。発生したあとに事業をどう続けるかは、業務継続計画（BCP）に定めています。



CONTENTS

目次

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

Chapter 01	基本方針と委員会	3
------------	----------------	---

Chapter 02	毎日行うこと	5
------------	--------------	---

Chapter 03	利用をお控えいただく目安	7
------------	--------------------	---

Chapter 04	消毒と嘔吐物の処理	9
------------	-----------------	---

Chapter 05	食中毒の予防	11
------------	--------------	----

Chapter 06	発生したときの対応	13
------------	-----------------	----

Chapter 07	研修・訓練と指針の見直し	15
------------	--------------------	----

この指針は、指定通所支援の運営基準にもとづいて定めています。運営基準では、感染症および食中毒の予防・まん延の防止のための指針の整備、委員会の開催、研修と訓練の実施が求められています。

この指針は「平時に何をするか」を、業務継続計画（BCP）は「発生したときに事業をどう続けるか」を定めています。

Chapter

01

基本方針と委員会

目標は「持ち込まない」ではなく「持ち込まれても広げない」ことです。



pocopoco の考え方

小さなお子さまが集まる場所では、感染症は必ず持ち込まれます。ゼロにはできません。

必要なのは、特別な設備ではなく、毎日の手洗い・消毒・換気・健康観察を、忙しい日でも続けることです。手順を決めて、記録に残します。

体調不良のときに無理をさせない・無理をしない。これを保護者にも職員にも徹底してお願いします。

COMMITTEE

感染症対策委員会

区分	担当
委員長	管理者
委員	管理者を除く全職員

項目	内容
役割	地域の流行状況を確認し、対策の見直しと研修・訓練の企画を行います
開催	年1回以上
記録	議事録を作成し、保管します
周知	結果は、欠席した職員を含む全職員に議事録で伝えます

Chapter

02

毎日行うこと

担当を決め、実施したことを記録します。記録がないものは、実施していないものとして扱います。



項目	内容	頻度
健康観察	登所時に体温と体調を確認し、記録する。顔色・機嫌・食欲も見る	登所時
職員の健康管理	出勤前に検温し、体調不良時は出勤しない。管理者へ報告する	毎日
手洗い	登所時・活動の切り替え時・おやつの前・トイレのあと。手順表を掲示し、お子さまと一緒にを行う	そのつど
消毒	おもちゃ・教材・テーブル・ドアノブ・手すり・トイレ	毎日／使用后
換気	窓を開けて空気を入れ替える	1時間に1回以上
清掃	床・水回り・ごみの処理	毎日

HYGIENE

手洗いと咳エチケット

手洗い

- 石けんで十分にこすり洗いし、流水で流す
- タオルは共用せず、ペーパータオルを使う
- 蛇口はペーパータオルで閉める

咳エチケット

- 症状があるときはマスクをする
- 咳・くしゃみは口と鼻をティッシュで覆う
- 周りの人から顔をそむける

STANDARD PRECAUTIONS

体液に触れるとき

誰もが何らかの感染症を持っている可能性があるという前提で対応します。血液・体液、唾液・鼻水、排泄物、傷や湿疹のある皮膚に触れるときは、使い捨ての手袋・マスク・エプロンを使い、触れたあとは必ず手を洗います。

Chapter

03

利用をお控えいただく目安

無理をして通うと、ほかのお子さまとご家庭に広がります。



次にあてはまるときは、事業所のご利用をお控えください。

No.	確認すること	確認
お子さまの状態		
1	37.5度以上の発熱があるとき、または平熱より明らかに高いとき	☐
2	24時間以内に嘔吐・下痢があったとき	☐
3	発疹が出ていて、原因がはっきりしないとき	☐
4	医師から登所を控えるよう言われているとき	☐
5	学校感染症に定められた病気で、登所してよい期間になっていないとき	☐
ご家族の状態		
6	同居のご家族に感染性の症状が出ているとき（ご相談ください）	☐

職員も同じ基準で休みます

職員も、出勤前の検温で体調に異常があるときは出勤しません。職員が感染源にならないことも、事業所の責任です。

※ 登所中に発熱などの症状が出た場合は、ほかのお子さまから離れた場所で休んでいただき、保護者へお迎えをお願いします。

Chapter

04

消毒と嘔吐物の処理

冬に流行する感染性胃腸炎は感染力が非常に強く、処理の手順が広がるかどうかを分けます。



DISINFECTION

消毒液の使い分け

用途	消毒液	濃度
トイレ・床などの通常の清掃	次亜塩素酸ナトリウム	0.02%
嘔吐物・排泄物が付いた場所	次亜塩素酸ナトリウム	0.1%
手指・ドアノブなど	アルコール	—

※ ノロウイルスなどの感染性胃腸炎は、潜伏期間が24～48時間です。アルコールは効果が薄いため、次亜塩素酸ナトリウムで消毒します。

STEP BY STEP

嘔吐物の処理手順

- 1 ほかのお子さまを移す**
 嘔吐した場所から、ほかのお子さまを別の場所へ移します。
- 2 身につける**
 使い捨ての手袋・マスク・エプロンを着けます。
- 3 拭き取る**
 ペーパータオルを被せ、外側から内側へ向かって拭き取ります。
- 4 袋に入れて浸す**
 二重のビニール袋に入れ、0.1%の消毒液に浸して口を縛ります。
- 5 周囲を消毒する**
 周囲約3mを消毒し、10分後に水拭きします。
- 6 外して捨てる**
 外側の手袋・エプロン・内側の手袋・マスクの順に外して捨てます。
- 7 換気と手洗い**
 換気を行い、手洗い・うがいをします。

※ 処理に使う物品(手袋・マスク・エプロン・ペーパータオル・ビニール袋・消毒液)はひとまとめにし、置き場所を全職員で共有します。

Chapter

05

食中毒の予防

pocopoco ではおやつを提供しています。調理を伴う活動を行うこともあります。



場面	行うこと
おやつの前	おやつを扱う職員は、直前に手洗いを行う
食物アレルギー	医師の指示書にもとづき対応する。該当するお子さまと内容を、職員全員が把握する
誤配・誤食の防止	アレルギー対応の食品はほかと分けて保管し、提供時に複数の職員で確認する
食品の管理	保管温度と消費期限を確認し、記録する
調理を伴う活動	加熱を十分に行い、生ものは扱わない
夏季	食中毒の多い時期は、研修で重点的に取り上げる

Chapter

06

発生したときの対応

発見から報告までの流れを、全職員が同じように動けるよう決めています。



RESPONSE

発見したときの流れ

1

離して報告する

発見した職員

症状のあるお子さまをほかのお子さまから離し、管理者・児童発達支援管理責任者へ報告します。

2

保護者へ連絡する

管理者

保護者へ連絡し、お迎えと受診をお願いします。

3

ほかの子の様子を確認する

職員

ほかのお子さまと職員の体調を確認し、同じ症状が出ていないか記録します。

4

消毒と換気

職員

そのお子さまが使った場所・おもちゃ・教材・テーブル・ドアノブ・手すりを消毒し、換気します。

5

手洗い

職員

お子さまと職員の手洗いを行います。

6

報告の判断

管理者

下の報告の基準にあたるかを判断し、あたる場合は保健所・府中市へ連絡します。

REPORTING

報告の基準

こんなとき	対応
同じ感染症が、1週間に2名以上出たとき	すぐに管理者へ報告し、保健所・府中市への連絡の要否を判断する
同じ日の利用児・職員の半数以上に症状が出たとき	すぐに管理者へ報告し、保健所・府中市へ連絡する
重篤な症例が出たとき	保健所・府中市へ報告し、指示を仰ぐ

多摩府中保健所

府中市を管轄する保健所

府中市 障害者福祉課

事業所の所管課

042-335-4162

※ 開所・縮小・休業の判断基準と、再開までの流れは「感染症発生時における業務継続計画（BCP）」に定めています。

Chapter

07

研修・訓練と指針の見直し

知っていることと、できることは違います。手を動かす訓練もあわせて行います。



種類	時期	内容
研修	夏・冬	夏は食中毒、冬はインフルエンザと感染性胃腸炎を扱う
訓練	年1回以上	嘔吐物の処理、感染者が出た想定での連絡と消毒の流れ
新しく入った職員	入職時	この指針の読み合わせと、手洗い・嘔吐物処理の手順の確認

※ 研修と訓練の記録は、事業所で保管しています。

REVIEW

周知と見直し

この指針は事業所内に掲示するとともに、ホームページで公表します。保護者へは契約時に説明します。

年1回以上、感染症対策委員会で見直します。実際に発生したあとは、対応を振り返って改定に反映します。